

## 第3期

# 八幡平市子ども・子育て支援事業計画<概要版>

令和7年度～令和11年度

(仮称)大更駅前顔づくり施設(2階子育て支援エリア) ※令和8年春のオープン予定



※画像は設計段階のイメージで、実際とは異なる場合があります。

令和7年3月  
八幡平市

## ● 計画策定の背景

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長できる環境を整えることが社会全体で必要とされています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。令和3年12月には「こどもまんなか社会」の実現を目指し「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。令和5年4月にはこども基本法が施行、また「こどもまんなか社会」の実現を目指し、施策推進の司令塔の役割を担う、こども家庭庁が創設され、子ども・子育て支援事業計画を含む子ども施策は、こども家庭庁に移管されました。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に施行されました。令和元年からは、貧困によって子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、その権利利益を害され社会から孤立することのないようにすることが新たに求められています。すべての子どもの権利や利益を尊重し、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、家庭や地域社会が一体となった、包括的な支援が必要となります。

このような状況の中、市では、平成27年3月に「第1期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども子育て支援施策に取り組んできましたが、令和6年度で「第2期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、引き続き切れ目ない子ども子育て支援施策の充実に取り組むため「第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## ● 計画の趣旨及び位置づけ、計画の期間

本計画は、第2期計画を継承しながら、市の各種計画との整合性を図り定めるものです。第2期計画が令和6年度末で終了することから、令和7年度を始期とする第3期計画を策定し、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努めます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、行動計画策定指針に即して、5年ごとに市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として地域における子育ての支援などに関する計画として定められるものです。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく、こどもの貧困の解消に向けた対策計画を盛り込み、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものです。

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

## ● 計画の基本理念・基本目標

### **子ども・家庭・地域に笑顔あふれる八幡平市**

～豊かな大地で、みんなが健やかで生きがいや喜びにあふれる環境づくりを目指して～

子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して笑顔で子育てできるまちの実現を目指し、上記のように基本理念を設定します。また、基本理念に基づき、子ども・家庭・地域がそれぞれの責務を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、次の基本目標を掲げます。

- 子どもが健やかに育つことができるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり
- 地域社会で子どもを見守り、支え合うまちづくり

## ● 幼稚園・保育所等の需要量の見込みと確保策

第3期計画期間における幼稚園・保育所等の需要量の見込みと確保策についての考え方は、次のとおりです。

- ◆ 「幼稚園・保育所等の需要量の見込み」の考え方  
第2期計画期間の令和2年度から令和5年度までの教育・保育の利用実績から見込みました。
- ◆ 「幼稚園・保育所等の確保策（目標事業量）」の考え方  
定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

【西根・松尾区域】

単位：人

		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
① 各年度末の需要量の見込み (必要利用定員総数)		54	217	48	119	34	208	48	109
② 確保 の内容	公立保育所		153	34	68		153	34	68
	私立保育園		45	3	12		45	3	12
	認定こども園(保育)		164	18	78		164	18	78
	小規模保育事業A型			3	9			3	9
	家庭的保育事業			3	2			3	2
	幼稚園	25				25			
	認定こども園(教育)	45				45			
②-① (過不足見込量)		16	145	13	50	36	154	13	60

  

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
30	196	48	116	26	175	48	117	21	167	48	118
	153	34	68		153	34	68		153	34	68
	45	3	12		45	3	12		45	3	12
	164	18	78		164	18	78		164	18	78
		3	9			3	9			3	9
		3	2			3	2			3	2
25				25				25			
45				45				45			
40	166	13	53	44	187	13	52	49	195	13	51

## 【安代区域】

単位:人

		令和7年度				令和8年度					
		1号	2号	3号		1号	2号	3号			
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳		
① 各年度末の需要量の見込み (必要利用定員総数)		8	34	5	12	8	30	5	12		
② 確保 の内容	公立保育所		35	3	12		35	3	12		
	認定こども園(保育)		18	3	9		18	3	9		
	小規模保育事業A型			3	9			3	9		
	認定こども園(教育)	15				15					
②-①(過不足見込量)		7	19	4	18	7	23	4	18		
令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1～2歳			0歳	1～2歳			0歳	1～2歳
8	23	5	10	7	15	5	11	6	15	5	11
	35	3	12		35	3	12		35	3	12
	18	3	9		18	3	9		18	3	9
		3	9			3	9			3	9
15				15				15			
7	30	4	20	8	38	4	19	9	38	4	19

## ● 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策

第3期計画期間における各事業の需要量の見込みと確保策については、次のとおりです。

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み

事業名	内 容	利用量・実績等	需要量（人／年度）				
			令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延長保育事業	基本の保育時間を超える保育	136人	140	135	130	125	120
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	学童保育（低学年）	284人	292	278	255	245	227
	学童保育（高学年）	208人	205	226	238	225	221
子育て短期支援事業	ショートステイ（主に日中の預かり）	0人	2	2	2	2	2
	トワイライトステイ（主に夜間の預かり）	0人	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	80人	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	つどいの広場	1,419人					
一時預かり事業	幼稚園における在園児の定期的な利用	31人	20	20	20	20	20
	保育所における一時保育	25人	25	25	25	25	25
乳児家庭全戸訪問事業	保健師の訪問による子育てに関する情報の提供や助言など	62人	62	62	62	62	62
妊婦健康診査事業	健康診査14回（初回の健診時に子宮頸がん検診も実施） 歯科健康診査1回	61人	62	62	62	62	62
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援	1施設	1	1	1	1	1
病児・病後児保育事業	病気や病気からの回復期の児童を一時的に医療機関等で保育	未実施	0	0	10	10	10
ファミリー・サポート・センター事業	短時間の育児援助についての助け合いを行う地域の主体的な会員組織	未実施	—	—	—	—	—
利用者支援事業	保育サービスに関する専門相談員の配置	未実施	—	—	—	—	—
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者が施設に支払う実費徴収への補助	未実施	—	—	—	—	—

事業名	内 容	利用量・実績等	需要量（人／年度）					
			令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安・負担を抱えた家庭の訪問	未実施	—	—	—	—	—	
児童育成支援拠点事業	子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	未実施	—	—	—	—	—	
親子関係形成支援事業	ペアレント・トレーニング	未実施	—	2	2	2	2	
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施	119回	119	119	119	119	119	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育施設で時間単位での未就園児の預かり	未実施	—	4	4	4	4	
産後ケア事業	産後1年未満の母子へのケア	データベース型	延べ8人	10	10	10	10	10
		訪問型	延べ5人	7	7	7	7	7

## 2 地域子ども・子育て支援事業の確保策

### (1) 延長保育事業【地域福祉課】

保護者の勤務時間の都合等により、保育所への送り迎えが基本の保育時間を超える場合に、延長して保育します。市内の多くの保育所で実施していますが、就労状況の多様化等により、延長保育のニーズは、今後多いものと見込まれますので、利用希望等の実態を踏まえながら、利用機会の拡大に努めていきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用実人数	136人	140人	135人	130人	125人	120人
実施施設数	8	8	8	8	8	8

### (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）【地域福祉課】

学童保育クラブは、市内の全小学校区で実施しています。なお、渋川学童保育クラブは利用者が無いことから、平成30年9月から休止していますが、今後も利用の見込がないことから廃止を検討します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
登録児童数	492人	497人	504人	493人	470人	448人
利用定員数	725人	725人	725人	725人	725人	725人
施設数	14	13	13	13	13	13

### (3) 子育て短期支援事業【地域福祉課】

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間、子ども及び保護者を預かります。主に日中に預かるショートステイ事業と、主に夕方から夜間に預かるトワイライトステイ事業があり、どちらも宿泊での預かりが可能です。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
子ども利用日数 (延べ)	なし	21日	21日	21日	21日	21日
保護者利用日数 (延べ)	なし	—	7日	7日	7日	7日

#### (4) 地域子育て支援拠点事業【地域福祉課】

子育て支援センターが1つ（森の子育て支援センター）、つどいの広場が2つ（たからっこ広場、カンガルー広場）あり（安代地区のカンガルー広場は利用者が顕著に少ない傾向が続いたため令和6年度から休止）子育て中の親子の交流、育児相談等を行っています。また、令和8年度開館予定の（仮称）大更駅前顔づくり施設内にも子育て支援施設を設置し、子育て中の親子の交流、育児相談等がしやすい環境の整備に努めていきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用人数（延べ）	1,499人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
拠点施設数	3	3	3	3	3	3

#### (5) 一時預かり事業【地域福祉課】

幼稚園では、通常の教育時間終了後、希望する在園児を預かります。また、通常の教育時間の前や、土曜日長期休業日にも希望する在園児の預かり保育を行います。保育所では、施設を利用していない児童が、保護者の冠婚葬祭や通院その他、必要となった際に、一時的にお子さんを預かります。本市では全ての幼稚園、認定こども園、保育所等で一時預かり事業を実施しています。また、令和8年度開館予定の（仮称）大更駅前顔づくり施設内でも一時預かり事業を実施することとしています。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
幼稚園の一時預かり (利用実人数)	31人	20人	20人	20人	20人	20人
保育所の一時保育 (利用延べ人数)	25人	25人	25人	25人	25人	25人
施設数	13	13	13	13	13	13

#### (6) 家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【健康福祉課】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。今後も、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげるなど、乳児がいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保に努めます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
訪問家庭数	62	62	62	62	62	62

#### (7) 妊婦健康診査事業【健康福祉課】

妊婦健康診査の費用を全額助成します。今後も、全ての妊婦が安心して妊娠期間を過ごし、安全に出産を迎えられるよう、支援を継続していきます。

※ 妊婦健康診査14回（初回の健診時には、子宮頸がん検診も実施）、歯科健康診査1回

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
受診券交付者数	61人	62人	62人	62人	62人	62人

**(8) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【地域福祉課】**

教育・保育需要に沿った多様な事業主の新規参入支援や巡回支援をする事業です。新規参入支援については今後必要性を検討し、状況に応じて実施します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
新規参入施設等への巡回支援	1	1	1	1	1	1

**(9) 病児・病後児保育事業【地域福祉課】**

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に医療機関等において保育を行います。市では、実施していませんが、今後市内の保育施設での実施を検討します。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用者数	なし	0人	0人	10人	10人	10人
施設数	0	0	0	1	1	1

**(10) ファミリー・サポート・センター事業【地域福祉課】**

育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育園の送り迎えや学童保育クラブからの帰宅後の預かり等、短時間の育児援助についての助け合いを行います。センターは、利用会員と提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う地域の主体的な会員組織です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていませんが、実態の把握に努めます。

**(11) 利用者支援事業【地域福祉課】**

保育サービスに関する専門相談員（保育コンシェルジュ）を配置するなどして、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、保護者からの施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行います。市では、専門相談員は配置せず、担当係が情報提供や連絡調整等を行っています。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域福祉課】**

世帯の所得の状況等によって、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていませんが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

**(13) 子育て世帯訪問支援事業【地域福祉課】**

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていませんが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

**(14) 児童育成支援拠点事業【地域福祉課】**

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、その子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。市では、本事業に該当する取り組みは行っていませんが、実態を把握しつつ、必要に応じて支援を検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業【地域福祉課】

子どもとの関わり方や、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うことで、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用世帯数	なし	—	2	2	2	2

(16) 妊婦等包括相談支援事業【健康福祉課】

妊婦等に対する相談支援を実施します。今後も妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続していきます。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
相談件数	119回	119回	119回	119回	119回	119回

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【地域福祉課】

満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用枠の中で保護者の就労要件を問わず保育施設を利用できる制度です。未就園児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。市では、令和8年度からの実施を検討しています。

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
利用者数	なし	0人	4人	4人	4人	4人
施設数	0	0	1	1	1	1

(18) 産後ケア事業【健康福祉課】

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、授乳や育児の相談などが受けられる場を提供します。今後も出産後のお母さんが安心して子育てができるようサポートを継続していきます。

- ・ デイサービス型：産婦人科医療機関で、授乳や育児相談のほか、お母さんがゆっくり休息できるようサポート
- ・ 訪問型：助産師が自宅に訪問して、授乳指導や乳房ケア等を実施

	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
デイサービス型利用日数 (延べ)	8人	10人	10人	10人	10人	10人
訪問型利用日数 (延べ)	5人	7人	7人	7人	7人	7人